

藤沢市社会教育委員会議
令和5年度1月定例会

議 事 録

日 時 2024年(令和6年)1月29日(月)
場 所 藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

令和5年度藤沢市社会教育委員会議1月定例会

日時： 2024年（令和6年）1月29日（月）
午前9時30分から

場所： 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開 会

2 議事録の確認

3 議題

（1）生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理について

（2）社会教育関係事務のあり方について

4 報告

5 その他

6 閉会

事務局 今回、議事録について修正のご依頼をお1人からいただいております。修正した形でお配りをしております。

稲川議長 その他、ご修正のある方がいらっしゃいましたらこの場でご発言をお願いいたします。特にないようですので、これで確定とさせていただきたいと思っております。

それでは議題に入ってまいりたいと思います。(1)生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理についてです。前回の定例会では最終報告案をご確認いただき、基本目標1から4について、各評価と事業全体に対する評価については、ご決定いただきました。

これに前文として、どのような評価を、どのような視点を持って行ってきたのか、評価、指摘、課題は、各委員からの意見も全て網羅して書かせていただいたという説明をつけるということになっております。

前文の案については、本日の議論を円滑に進めるために、皆様には事前に送らせていただいております。

本日は、この案をもとに皆様にご確認いただき、最終報告書を確定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、前文の案を付けた最終報告について、ご意見などある方いらっしゃいますでしょうか。

矢尾板委員 案につきましては、各委員の個別の意見はかなり詳細に述べられていて、前文でも「網羅した」という表現になっております。単なる個別意見の羅列ではなくて、網羅したものをこの場でご決定いただいたということなので、社会教育委員の総意として、こういったものができたと認識しております。つきましては、ここで書いている指摘ですとか、課題につきまして、担当の部署におかれましては、報告書を真摯に受け止めて、ぜひとも取り組みをしていただきたいと思いますと思っております、単に報告書が責任者の手元に届くということではなくて、それをしっかり揉んで、どういった取り組みを求められているのかを考えた上で前に進めていただきたいと思いますと思っておりますので、ぜひそのように、各部署が対応できるように、議長におかれましてもご指示していただければと思っております。

今後、次年度に入ってまいりますけれども、この報告書を踏まえた取り組みについても、私どもは拝見していく責任があると思います。必要に応じて進捗も進んでいるとかそうでないとか、場合によっては担当部署に来ていただいて、ここで指摘しているのは、どうなっているのかという疑義を正していくような場も必要かと思っておりますので、併せて取り扱いのほどよろしく願いしたいと思っております。各委員におかれましては、全体的な評価もさることながら、個別の事業につきまして、かなり踏み込んだ指摘なり課題を書かれていると承知しておりますので、そういった個別の指摘につきましても、各部署は真摯に受け止めて、対応をお願いしたいと思っておりますので、議長と事務方にも今後の取り組みについてお願いしたいと思っております。

稲川議長

事務局の方から各部署に報告書をお渡しいただくことになっているかと思いますが、今の矢尾板委員のご意見のように、これをしっかり読んでいただいて、次に繋げられるよう具体的な対応をしていっていただきたいと思っておりますので、そういうことを必ず申し添えて、担当部署の方にお送りいただきたいと思っております。

川野委員

前文に「会議において視察実施事業を抽出した上で、一部の委員の参加を得て」と書いてあり、「さらに、一部の委員による個別の関心事項に対する視察も行われた」として、2か所に「一部」という言葉が書いてありますが、「さらに、」以降は、「視察実施事業」のことを指しているため不要だと思いますし、社会教育委員の意見を網羅したものであるということは大切なところなので、「一部の委員」しか関わっていないという印象を与えかねない「一部」という言い方はいけないのではないのでしょうか。

稲川議長

それにつきまして、矢尾板委員、どうぞ。

矢尾板委員

最初の「一部」につきましては、この場でモデル事業として選定された事業について現地の視察をしたいという総意の元で募集して、2名の委員が出席して現地を視察したと承知しております。それは本文の方に書かれています。

さらに加えて2番目の「一部」につきましては、本文をお読みいただくと、3、4つの事業につきまして、一部の委員が個別の関心事業に対して現地を視察して、その結果を報告したという事実関係もありますので、それを踏まえた順番になっているものと承知しております。

「一部」という書き方は、法令では、全部または一部ということで、その中の構成員の誰かが行った場合は「一部」というのが、法令用語としても整理しており、この報告書は市の行政文書でありますので、こういった形になっているものと承知しております。

稲川議長 ほかにいかがでしょうか。

小笠原委員 私も川野委員の意見に賛成で、行政文書という話もありますけども、一般市民であれば、「一部」の委員が視察に行つて、評価を行つたと取るのは当たり前だと思うので、「一部」というのは取つた方がいいのかなと思います。

矢尾板委員 「一部」を取ると、「抽出した上で、委員の参加を得て、」。また、「さらに、委員による個別の関心事項」という形であれば、行っていない方もいらつしゃいますが、その形で整理していただくことについて合意があれば、より一層評価が強力になると思いますので、私は結構だと思いますけれども、どうでしょうか。

稲川議長 いかがでしょうか。今ご意見ありましたように、「一部」という言葉を取り、「視察実施事業を抽出した上で、委員の参加を得て」という形、また、「さらに、委員による個別の関心事業に対する視察も行われた」という形にしたいと思いますが、皆様それでよろしいでしょうか。ほかにご意見がなければ、「一部」という部分を削除しまして、前文は確定させていただきたいと思います。それではこれで、「生涯学習ふじさわプラン2026令和4年度事業社会教育委員会議評価結果報告書」を確定したいと思います。

各事業課には、これを精読していただいて、課題や、指摘したところを直していただき、次年度以降においても、私たちもそこを注視しながら、管

理していくということになります。来年度以降における、生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理につきましては、各課からの事業実績報告をもとに、新しい委員が進捗管理を実施していただくということになっております。事務局の方でしっかりと申し送りをしていただいで、進捗管理を進めていただきたいと思ひます。

続いて議題(2)社会教育関係事務のあり方についてです。前回の会議で、移管にあたっての課題や、課題解消に向けて求められるものについてご協議いただき、あらためてご意見・ご質問等があれば、事務局までメールによりご連絡をいただくこととなっていました。

これまでに委員の皆様からいただいたご意見については、本日の会議資料2としてお配りしており、前回の会議におけるご意見は、下線を引いております。また、各審議会からの報告についても、本日の会議資料としてお配りしておりますので、ご参照をいただければと思ひます。

これらの内容を議長・副議長において整理し、委員の皆様からいただいたご意見をまとめて答申案を作成しましたので、答申案に盛り込む内容についてご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、答申案について説明いたします。資料4をご覧ください。

構成としましては、目次にありますように、「1 社会教育関係事務の所管に係る状況」「2 藤沢市の現状」、「3 市長部局へ事務移管について」として、事務移管した場合に関連するものとして、「(1)公民館について」、「(2)スポーツ・文化に関する事務について」、「(3)文化財の保護に関する事務について」、「(4)図書館について」としています。また、「4 社会教育関係事務等の執行にあたって求められるもの」として、皆様にご意見を多数いただいておりますが、「(1)教育委員会の関与」、「(2)社会教育事業の担保」、「(3)施設利用について」、「(4)職員の執行体制と人材育成(社会教育士の配置)」、「(5)社会教育委員会議の位置づけと役割」。

それから、今までいただいたご意見をそのまま反映させていただいていますが、「5 今後の社会教育・社会教育施設のあり方について」。これは諮問の中にも、広く議論していただきたいということがありましたので、皆様のご意見をいただければと思っており、「(1)地域づくりに対する社会教育・社会教育施設のあり方」、「(2)地域づくりに向けた具体的な方策」とい

う項目を作らせていただきました。これは、生涯学習ふじさわプラン2026の基本理念「多様な学びと学びあいから 地域の人がつながり 藤沢の未来を創造する」ということで、地域づくりを踏まえて、ご意見をいただければと思っております。

そして、「6 附帯意見」ですが、議論をする中で、皆様から、社会教育の所管についてのご意見をいくつかいただいております、どのような形で答申案に盛り込んでいくか考えておりますが、本文の中に書けるものであればそのような形にしたいと思っておりますし、そうでなければ附帯意見として記載できればと思っております。

答申案は、項目ごとに、これから皆様にご意見をいただきたいと思っております。では、内容に入っております。

「1 社会教育関係事務の所管に係る状況」。こちらは移管に関するこれまでの国の動向、社会教育関係の法律の改正について書かせていただきました。

「2 藤沢市の現状」。社会教育関係事務の執行に当たっては、現在は「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程」によって、市長部局職員が補助執行しています。平成30年の法律改正によって、生涯学習部が補助執行している他部門についても条例移管が可能になったことに加え、市民センター併設公民館においては、市民センターのトランスフォーメーションなど、現状の課題解消に向けた全庁的な取組が進められていることから、社会教育関係事務の移管についても検討することになりました。

そして、市長から教育委員会に、社会教育に関する事務を条例により市長部局に移管し、一定的に取り組んでいく必要がある旨の申し入れがなされたことを受けて、市長部局の条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について、社会教育施設のあり方も含めて、幅広く検討することについて、社会教育法第17条1項第2号の規定に基づいて、教育委員会から社会教育委員会議長に対して諮問されています。これが藤沢市の現状ということになります。

矢尾板委員

全体の印象ですが、諮問された内容は「幅広く」という表現もありましたが、論点が拡散してしまっている感じを受けています。諮問は、条例移管を前提として、施設も含めて幅広くということなので、あくまでも条例移管の範囲内で検討していくのが中心的な論点であると感じています。

藤沢市の現状のところ、社会教育に関する事務を条例により市長部局に移管すると書かれていますが、地教行法第21条に教育委員会の職権限が書かれていて、社会教育に関することは、今後も教育委員会の所管だということは事務方にも確認したところです。移管する部分については、第23条の特例の中で図書館、公民館、スポーツ、文化、文化財と限定列举されています。社会教育全般を移管するのではなくて、社会教育はこれまで通り教育委員会の所管であることは変わらず、その文脈の中で社会教育について幅広く検討するという役目だと思います。そういうことについて必要性や合理性があるのかということ、藤沢市の実情を詳細にご報告いただきながら議論してきたのだと思います。

その基本があつてそのうえで、移管した場合、それぞれ違う理由があると思いますが、その理由に応じて移管によって生じる問題点や留意事項について議論し、場合によって違う担保措置が出てくる可能性もあると思います。条例改正にあたっては、教育委員会の意見を求められると地教行法に書いてあります。そうすると私たちに求められているのは、その実情をこうだと認定したということをしつかり書くということが基本にあつて、条例制定の際に教育委員会を通じて審議されるということだと思います。

「幅広く」というところは、あくまでも事務移管を前提とした上で周辺の問題について書くということなので、答申案に関しては、今ご説明があつた法律関係の現状は、整理することを求められていないのだと思っております。

6、7ページをしつかり書いて、留意事項や担保措置を盛り込んでいくというのが、これまで議論してきたイメージだと思いますが、この辺について整理していただきたくお願いいたします。

稲川議長

条例移管を前提としていますので、皆様からのご意見も、その範囲の中で考えていくということで進めさせていただけていると思っております。ですので、3以降で条例移管した場合の担保措置等の具体的なお話をいただ

けているのだと思います。それを前提にしながら議論を進めてきたと思いますので、それ以外のご意見も今まで出てきておりますが、諮問されていることは、あくまでも条例移管を前提とした範囲の中で答申を作っていくということになります。

川野委員

作り方の問題だと思います。議長、副議長の責任感や苦しみはよくわかっているつもりですが、今回の会議予定と一緒に突然示されたというニュアンスで受け取っていると思います。議長、副議長含めて事務局と相談したと思いますが、これは事務局案としての色合いが濃い。諮問した関係上、資料の提供をお願いして議論してきましたが、やはり最終的に私たち自身が答申を作らないといけないと思います。事務局案の色彩が強いと、外部の者は何で諮問したのかと思うところだと思います。

私たちは諮問があった内容について答申を作ればいだけで、外部の状況やこれからの藤沢市の方向性等は必要ないと思います。事務局サイドとしては国や県の審議会のやり方がインプットされているので、どうしてもこの作り方になると思いますが、国や県と違って、市の社会教育、しかも社会教育は法規です。審議会は設置要綱ですから、ある程度事務局がリードしてもいいかもしれませんが、社会教育について答申を作る私たちの責任として私たち自身が作らなければいけないと思っています。市町村は市民の最先端の現場で、法規定の社会教育委員に諮問したので、もっと私たちも信頼してほしいと思います。

私も社会教育委員が長いのですが、諮問があったのは初めてですが、こういう作り方をするとは思っていませんでした。小委員会を作って聞かれたことについて答える作業をすると思っていました。

私は行政の経験者ですが、私がやっていたときは、あくまでも委員が作りました。職員がアドバイザーとして下準備をしたり、意見交換を行ったりすることはあるかもしれませんが、委員が作るものと思っていました。議長、副議長は相談を受けたと思いますが、我々は疑問を持ちました。こんなことまで必要なのかとか詳しすぎるな、情報提供はあったが、こんな議論したかなというものが出ていると思います。

事務局はこれから議会に対しての提示があるので、まんべんなく作っているのだと思いますが、私たちが聞かれたことにどう答えていけばいいのかということをやればいいのだと思います。あまり事務局ニュアンスが強いと何のために諮問したのかと思われると思います。言葉の使い方もそうだし、頑張って意見交換して力をつけて、諮問に答えるよう努力してきたわけですから、信頼関係を持っていただいた方がいいのではないかと思います。作り方を説明してください。

稲川議長

事務局と相談しながらですが、基本的には私が文章を見せていただいて、皆様から出していただいたご意見をアンダーラインで入れ込んでいくという形になっています。国や所管に関する状況は、事務局と相談をしたときに、私が入れた方がいいのではないかと申し上げました。全体的にどうなっているのか分かった方がいいと思いましたので、藤沢市はどのような経過で諮問が来たのかということが必要ではないのかと申し上げました。3以降のところは事務局と話し合いながら、細かいところは私の方が文章に書きたい内容や、皆様からいただいたご意見を盛り込んで書かせていただきました。

矢尾板委員

今は答申をまとめる段階に入ってきていると思います。答申にあたっては幅広い議論が行われており、それはアンダーラインで抽出していただきました。議論を深めるために様々な意見が出ているわけで、意見が出たから答申に載せるということでは必ずしもなくて、諮問に直球で答えるということだと思います。これは関連性が強いのでしっかり対応するべき等の意見も出されましたが、必ずしも答申とは関係ありません。トリミングをする作業に入っているのだと思います。

今回の答申案は、全てを網羅して意見をみんな拾い上げましょうという、とても優しい精神で書かれているように見受けられますが、私たちの作業はもっと実務的なものです。川野委員のおっしゃるように、何が諮問なのか直接答えないと。教育委員会が、これから議会の中で移管がいいのか聞かれた時に、実情をしっかりと認定して、こういう実情がありますと答える用意としての答申案になるのだと思います。

答申案の中では、6ページ、7ページを基本として、そこは手厚く書いてあって、それ以下の部分はそれに関連するものを盛り込んでいくという構成だと、どこが私たちの答えた部分なのか非常に散漫になってわかりにくいと思います。

特に4以下は3と並列的に並べて一つの文章になるとわかりにくいところなので、もう一度何を聞かれているのか、地教行法の第21条と第23条の関係を整理していただいて、スポーツ、文化、文化財、図書館、公民館について、それぞれの実情に応じてどう認定するか再度確認していただきたい。皆さん発言しているので、これまでの議事録で拾えると思います。

もう一度、この目次ごとにひとつひとつやっていくと、例えば法律の説明について、こういう書き方だとミスリードするとか、細かい話をしなければならぬのですが、議論を円滑に進めるうえで、共有すべき知識として認識する必要はありますが、答申で書くことではありません。

会議は3月、4月と今日で3回しかないので、作業を進めるために、もう一度これを整理していただき、シンプルでわかりやすくと思います。

稲川議長

他の皆様ご意見ありましたらお願いいたします。

三宅委員

1と2というのは、国の動向があつて藤沢市の現状があります。これを受けて社会教育委員会議では基本的にどのようにこれを考えたかという基本的な考え方があり、各論で言うところのプロセスや問題点がありますと出し、最後にそういうプロセスがありましたから、答申としてまとめ、それを踏まえると、こういう答申をお答えいたしますという形で書いていけば、収まるのではないかと思います。

ですから、国の動向も踏まえて、市の動向がある。そして、社会教育委員会ではこれらを踏まえて基本的にこのように捉えました。これを捉えた結果として見ると、公民館についてはこのように思います。それを踏まえると、全般として今問われていることに対しての答えはこうではないかというのを最後に入れるという形を取れば、まとまるのではないかと思います。

矢尾板委員

議論していた一番大切なことは、教育行政の中立性だと思います。そこを私たちは前半の会議で確認したと思いますし、一番大事な価値観だろうと思います。教育行政の中立性という観点から留意事項とか担保措置が出てくるのだと思います。

三宅委員が言うのは、私たちは最初に確認した基本的な事項を事実として認定し、個別の公民館移管について書いていくということなのだと思います。法律の状況については若干導入として触れることもありうると思いますが、基本的には2007年の法改正と2019年の法改正等、総合教育会議に出された資料の説明を書きおけば十分ではないかと思っていて、詳細な説明は必要ないと考えます。

稲川議長

教育行政の中立性については、いろいろ議論させていただきました。いろいろな価値観が基本事項として中心にあり、それを踏まえた上で市民に伝えていく形になると思いますので、先ほど三宅委員がおっしゃったように構成を考えさせていただこうと思っております。

窪島委員

各論のような形で、それぞれ図書館や公民館についてはこう考えますというように、それぞれ議論がありましたという形であるのがいいと思います。ただ答申ですから、諮問されたことに対してどのように考えているのかということをも最初に記載するべきだという気がします。ですので、これまでの経緯、状況、現状等がありますが、その後、我々社会教育委員会議としてはどのように考えたのかという、結論を先に出すという形でいけばいいのかなと思っております。

西村委員

今までの議論の過程を、議事録を整理するような形で、まとめていただいたと思いますが、1の所管に係る状況というのは、あくまでも考える上での基礎資料の部分なので、いらないと思いました。そういった意味で事務移管をすることが可能だという形で、答申を出す予定だと認識しています。ただ、教育委員会が学校教育委員会になってしまえば、教育委員会の本来の仕事ができないのではないかと懸念されることが懸念されるということを書きいただいたので、最初のと

ころはなくてもいいかなと思います。これが行政の人が作った文章だなと見えてしまう一つの要因かなと思いました。

小笠原委員 書き方について皆さんご意見を出されていますが、一般企業においては現状把握という言葉を使いますが、提案するときにまず現状把握をして、それに基づいて提案書を作っていきます。ここにはこれまでの歴史が書かれています、過去の歴史はいいので、現状こうなっているというところをきちんと示した上で、その後聞かれたことに対して、一問一答で答えていくまとめ方がわかりやすいのかなと思っています。

稲川議長 今皆様からご意見いただいて、構成について、聞かれていることに関して答えて、各論の例えば公民館や教育委員会の関わりについてまとめていくという形で、もう一度私たちが書き換えてお示しするというところでよろしいでしょうか。時間的なことに関して事務局、よろしいでしょうか。

事務局 5月に答申を出すというスケジュールになっており、4月の時点で内容を確定していただくと考えております。議会には9月に報告し、条例案は12月か2月となると思いますが、組織改正も庁内全体で予定されているので、どのタイミングで出していくかは調整中です。ただし、その前段として、この答申を受けて教育委員会の協議会と定例会があり、そこで審議していただいて、その結果が9月の議会での報告に上がっていきます。教育委員会は6月とか7月、議会の議案は8月という流れで考えると、5月に答申をいただかないといけないと考えています。

川野委員 社会教育委員会議に諮問し答申を得て行っていくということなのですが、社会教育委員会議の名前を使うのはいいのですが、あんまりバッチリ作らなくてもいいのではないのでしょうか。質問があったことに対して手作りで、素朴なものでもいいのではないのでしょうか。

矢尾板委員 今スケジュールの話がありましたが、皆さんの意見を伺ったところでは、出来上がりの答申案のイメージはそんなに複雑にはならないと思います。先ほど西村委員からもありましたが、目次の3の部分を中心にするというこ

とであれば、それぞれ実情の部分は既に資料を出されていますし、移管を合理的とする理由として認定した事実になります。そのうえで、すでにいろいろ指摘されている留意事項や担保措置の意見があると思いますが、担保措置についてはまとめるのは難しいので、場合によっては両論併記という形になるのだと思いますし、そんなに難しい作業ではないだろうと思います。

実情の部分も総合教育会議で出された現状で十分だと思います。各会で出されたA4の紙は参考資料としてまとめていて、これはメリット、デメリットとか質問形になっていますが、現場からこういう意見が出されていて、そういうものを教育委員会が議会でも踏まえて、また社会教育委員会も登場して議論してくださいという素材を提供する意味では、そういう形の答申というもあるし、ほかの審議会でもあると思います。

なので、そんなに大変な作業ではないので早急にまとめて、あとは議事録とこれまでの資料の電子化されたものをそこに入れていくということだと思います。その方法が一番簡便だし、効率的かと思います。

稲川議長

今委員からご提案いただいたような形で答申をまとめて進めさせていただくということでしょうか。他に皆様ご意見ありますか。

窪島委員

我々はこの1年間、会議で議論して、その議論そのものがほぼ我々の考え方の答申みたいなものですから、そういった意味では、この会議の議事録そのものが答申案だと考えてもいいのかと思っています。ですので、極端なこと言えば議事録を持って答申と言ってしまってもいいくらいかなと考えます。

稲川議長

本会議の中では、様々なご意見が出されていて、確かに議事録を読むとそれが答申そのものになっているようなところはあるかと思っています。

できるだけ皆様のご意見を反映した形で案は作らせていただいて、これをたたき台に、もう少し細かくしたり肉付けしたりという作業をしていけばいいかと考える一方、ズバリと聞かれたことに私たちの答えはこうですというよ

うな形で持っていくと、教育委員会の答申としては、美しい形ではないかなということも思っております。

それではもう一度作り変えさせていただきます。修正案をお示して、それに対するご意見を送っていただく形にしたいと思いますが、それでいかがでしょうか。そのときに改めて日程を調整させていただきたいと思います。

今日お示している答申案の中で、3以降で皆様のご意見を反映しながら網羅させていただいていますが、各論については、例えば公民館についてはこういう意見があったという形で書かせていただくということによろしいでしょうか。

川野委員

5番のあり方については、議論してないからやめたほうが良いと思えます。附帯意見も時期を見てしかるべき時に決断するというような抽象的な意見になると思えます。こうあった方がよいというような意見はあまり入れないほうがよいのではないのでしょうか。

矢尾板委員

また次の段階でしっかり書き込んだものというよりも、項目も簡単な目次があつて、これについては何を書くかを書いて、全体を書いたうえで、個別にメールで意見をとなると、個人的で大変な作業になってしまうので、平場で議論したほうが良いと思えます。まず書き出す前に、項目や目次を簡単に示してもらい、書き出してもらった方が効率的かなと思えます。

稲川議長

3以降のところですが、ここが各論というような形になってくると思えます。もしよろしければここで少し揉ませていただきたいので、3以降について、今から皆様のご意見を伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

川野委員

○でサマリーとして書いていくような感じで、文章というよりもむしろ要点やポイントとして2、3行で書いていくと、文書化するのとはそんなに大変ではないので、そういう資料の作り方はいかがでしょうか。

矢尾板委員 もう議事録として出ているので、ここで改めて意見を聞かなくてもいいのではないのでしょうか。

福家委員 資料としてまとめると、2の前段のところは現状なのですが、下は現状を踏まえて諮問があったという話を書いてありますので、諮問されたことについてどう答えるかということが3になるのではないかと感じました。であれば、スポーツ、文化についてのように、「こういう理由があって大きな課題はないと考えられる。ただこの点は注意してほしい」のような書き方で、各項目について同じような課題があるのか、あるとしたらこういう課題があるのではないかとまとめていくのが、文章としてのまとまりがいいのではないかなと思いました。

稲川議長 アンダーラインを引いたところは、皆様からいただいたご意見をそのまま書かせていただいて、それに対して答申の中に各論というような形で載せていますが、このままで載せると個別のご意見を会議体として出してしまうこととなりますので、他にご意見がないか見ていただいた方がいいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

西村委員 3番中心に何を出すかというポイントだけ出していただくと、4番もそこに入ってくると思います。それが文章になって個別になると、「これはいらぬのでは」とか「言い足りない」という作業ができると思います。今ここでと言われると、イメージできていないので、その辺を精査していただいたものを見せていただいて、次回議論させていただければと思います。

稲川議長 4のところは、特に教育委員会の関与という形で、別項目で記載させていただいておりますが、ここも肝になってくるのではないかと考えております。やはり学校教育委員会にならずに、社会教育にもっとコミットして欲しいということを今の段階で言えるのは、社会教育委員会議だけになりますので、それをはっきり申し上げられるような形で、3と4については、これを踏まえながら、もう一度わかりやすいサマリーという形で書かせていただきたいと思っております。

構成の仕方、各論の書き方をまとめて、皆さんにお示しできるように考えさせていただきます。スケジュール等も含めて、別途皆様にお知らせしたいと思いますが、いかがでしょうか。では答申案について他にご意見がないということで、気を引き締めて書かせていただきたいと思います。

では続きまして4 報告に入りたいと思います。委員の皆様から報告事項はありますでしょうか。ありませんでしょうか。

続いて、5 その他になりますけれども、委員の皆様から何かありますでしょうか。ないようでしたら、次回の会議日程について事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

次回定例会につきましては3月25日月曜日午前9時30分から正午の開催を予定しております。皆様には、定例会の概ね2週間前に開催通知と今回の議事録を電子メールでお送りいたします。その際に議題や会場等につきましてご連絡させていただきます。

稲川議長

それでは、1月の定例会を終了いたします。

***** 午前11時30分 閉会 *****